

土木森林環境委員会会議録

日時 平成28年3月7日（月） 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後2時12分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 杉山 肇
副委員長 清水 喜美男
委員 中村 正則 望月 勝 鈴木 幹夫 猪股 尚彦
望月 利樹 飯島 修 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 一瀬 文昭 林務長 江里口 浩二 森林環境部理事 秋山 孝
森林環境部次長 保坂 公敏 森林環境部技監 小島 健太郎
森林環境部参事・大気水質保全課長事務取扱 深澤 武彦
森林環境総務課長 若林 一紀 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 平塚 幸美 森林整備課長 島田 欣也 林業振興課長 桐林 雅樹
県有林課長 金子 景一 治山林道課長 橋田 博

議題

（付託案件）

※第41号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

（調査依頼案件）

※第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

※第23号 平成28年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

※第32号 平成28年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時03分から午後2時12分まで（午前11時33分から午後1時00分まで休憩をはさんだ）森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※ 調査依頼案件

※第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（CLT工法導入実践事業費について）

望月勝委員 森の32ページ、CLT工法導入実践事業において、本県の現状、その点についてお聞きしたいんですけども、今年度におけるCLT工法導入について、県はどのような取り組みを行っているのか、また国との関連性を持った内容について、取り組みを伺います。

桐林林業振興課長 まずCLTというものにつきましてではありますが、板の繊維方向が直角に交わるように重ねて接着したパネルでありまして、CLTを活用しました新たな建築工法につきましては、海外でも普及が進んでいる状況であります。

CLT工法につきましての本年度の取り組みにつきましては、素材生産者や建築関係者等からなります検討委員会の開催、また導入に当たりましての課題の洗い出しなどの調査を実施しているところであります。検討委員会では、そういった調査を踏まえ、CLTパネルが建築材として相当な強度を出せるということから、本県民有林に多いスギの活用に期待ができるという意見が出されております。また、普及に向けまして、設計士などを対象といたしましたCLT工法を説明する研修会や、関係者及び一般県民に向けてシンポジウムを開催し、多数の方に参加いただいたところであります。

望月勝委員 県の取り組みの答弁いただいたんですけども、国はどのような取り組みでいるのか、今の把握している状況を教えてもらいたいんですが。

桐林林業振興課長 国につきましては、平成26年11月にCLTの普及に向けたロードマップという日程表、工程表であります。そういったものを策定いたしまして、CLT工法の本格的な普及に取り組んでいるところであります。現在、CLT工法の建築につきましては、個別に大臣認可が必要な状況であります。ロードマップに基づきまして、来年度、一般的な基準が示される予定と聞いております。

望月勝委員 スギ材とヒノキ材を比較した場合に、ヒノキ材のほうが一般的には強いということがございますが、スギ材をCLT工法で圧着して、1つの材木の骨格に使うということがございますが、今の鉄骨とかそういうものに比べての比較で、強度の関係、また耐震性、そうしたものはいかがなものか、お伺いします。

桐林林業振興課長 耐震性ですとか強度といったものに関しまして、現在、国で一般基準化するために実証検査等を行っているところでありまして、一般的に6階、7階建てが木造でできるというところを目指して、今、一般的な基準強度をつくっているところであります。国におきましては、6階、7階程度の建築におきましては、鉄骨等と同等な基準を示せるよう、今、研究、検討をしているところでありまして、一般建築基準法の改正となるところであります。

望月勝委員 現在、国において、CLT工法を事業化しているところは何か所ぐらいあるんですか。

桐林林業振興課長 国といいますか、今、取り組んでいるところでありますと、高知県内で1つ、いわゆるアパートといったものをつくっているところがあります。また、和歌山県におきましても、そういった種類の施設をつくっているところであります。

国におきましては、6階建てぐらいのものを、実際につくりまして、その実際の揺れがどうか、そういったことをやっております。

望月勝委員 将来、国の基準が、良好な結果が出た場合、山梨県としては、CLT工法の事業化の促進に対して、普及等に向けてどのような取り組みをしていくのかお伺いします。

桐林林業振興課長 特に国で、来年度、一般基準化を目指そうとしておりますので、本県としても、それにおくれないように、CLTパネルを使った建物を建築する場合につきまして、より詳細な課題を検討していきたいと思っております。

具体的には、県産CLTパネルをどのように供給するかですとか、実際に建てる場合のモデルとなります設計書、そういったものを作成しまして、これを活用した技術研修会を開催するなど、そういった取り組みをしてみたいと考えております。

望月勝委員 特に県産材、スギ等も非常に良質なものが出ております。こうした工法が成功すれば、県としても、また県産材の普及にも大いに役立つことでありますから、ぜひ早く国の情報をつかんで、CLT工法の普及等、また技術指導等も事業化していくことをここでお願いしまして、質問を終わります。

（特定鳥獣保護管理費について）

猪股委員 森の22ページ、特定鳥獣保護管理費について伺います。

野生鳥獣による農林業被害は深刻化しており、特にニホンジカについては急激な生息数の増加と生息域の拡大により、生活環境や高山植物などの生態系へも大きな影響を与えています。このような中、県では第二種特定鳥獣管理計画を策定し、平成35年までに生息数を半減させる目標に取り組んでいますが、これまでどのように捕獲を実施してきたのか、その辺をお伺いいたします。

平塚みどり自然課長 ニホンジカにつきましては、県と市町村で標高1,000メートルを境にゾーン分けをしております。県では主に標高の高いところの鳥獣保護区を中心に、市町村では里山を中心とする地域におきまして、それぞれ猟友会に委託して捕獲を実施してまいりました。

猪股委員 県と市町村が連携、協力する中で捕獲に取り組んでいることはわかりました。しかし、昨年、国は本県のニホンジカ推定生息数を約7万頭と公表いたしました。実に従来の推計の1.8倍ということで、さらに捕獲を強化していかなければ減少させることは非常に難しいと思います。そこで、従来の県と市町村による管理捕獲に加え、新たにどのような取り組みをするのか、その辺、いかがでしょうか。

平塚みどり自然課長 これまで、捕獲の強化を図るために、例えばわな猟の普及促進であるとか、猟友会の青年部への活動支援などに取り組んでまいりましたが、昨年、鳥獣保護管理法の施行によりまして、新たな捕獲の担い手として、民間事業者を活用する、認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設されました。明年度はこの制度を活用した新規事業を予定しております。

猪股委員 猟友会会員の減少、高齢化が進む中、民間事業者の活用は、新たな捕獲の担い手として、今後、大いに期待されるところであります。それでは、認定鳥獣捕獲等事業者制度とはどのような制度であり、また現時点で申請や認定の状況について、どんな様子がお伺いいたします。

平塚みどり自然課長 認定鳥獣捕獲等事業者制度は、捕獲等に専門性を有しまして、安全を確保し、適切かつ有効に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定するものであります。

捕獲に従事する者は、技能知識、救急救命講習の受講や定期的な射撃訓練等が義務づけられておりまして、従来の管理捕獲よりも高い捕獲技術と安全性が見込まれるところであります。

本県の現在の状況につきましては、11月に県の猟友会を認定しましたほか、申請を検討している事業者からの相談に応じているところであります。

猪股委員　　これまで県ではさまざまな狩猟者の確保、育成対策を行い、捕獲の強化に取り組んでまいりましたが、さらに強化を図るために、新たな制度の活用が必要であると考えられます。そこで、県では認定鳥獣捕獲等事業者をどのように活用していくのか、今後の対策について伺います。

平塚みどり自然課長　昨年、県の森林総合研究所の研究結果によりまして、八ヶ岳と秩父山系、富士山の周辺などで、1平方キロメートル当たり20頭以上のニホンジカの生息密度の特に高い地域が判明しました。明年度はこれらの地域の5カ所におきまして、雌ジカの出産時期となります4月から6月に集中的に捕獲を実施することとしております。

猪股委員　　高い捕獲技術を持った特定鳥獣捕獲等事業者による科学的な研究結果に基づいた集中的な捕獲を進めることは、生息数の半減目標の達成に効果があるものと期待されます。引き続き、事業者の育成や活用方法の検討を行い、より効果的な捕獲を進めていただきたいと思います。

一方、ニホンジカの捕獲を進めるに当たり、以前から捕獲個体の処理が課題となっておりますが、新規事業として、ニホンジカ共同埋設実証事業の経費が計上されております。この事業の具体的な内容について、伺います。

平塚みどり自然課長　ニホンジカの捕獲個体のほとんどにつきましては、狩猟の方が埋設処理をしております。年々、高齢化が進む中で、捕獲従事者にとっては負担が大きいということは前々から言われていることでありますが、そこで長野県の先進事例などを参考にいたしまして、今回、県有林の中に共同埋設場所を設置して、捕獲個体処理の実証を行うこととしております。

猪股委員　　捕獲を進めるための環境整備という観点から、評価できる取り組みだと思えます。捕獲個体処理の負担軽減につながるよう、現場の狩猟者の意見を取り入れながら、工夫して進めていただきたいと思います。

このようにさまざまな方法で捕獲強化に取り組んでおりますが、明年度のニホンジカの捕獲目標についていかがか、伺います。

平塚みどり自然課長　明年度は従来の県と市町村の管理捕獲をさらに拡充するほか、これらの新規事業を組み合わせまして、今年度の1万4,000頭に2,000頭を加えまして、1万6,000頭の捕獲に取り組んでまいります。

猪股委員　　県においては、継続的に捕獲体制の強化を図り、捕獲頭数を増やしていることはわかりました。さらに捕獲を進めていくためには、担い手である狩猟者の確保が必要であります。先ほど課長の説明にありました、森の21ページ、狩猟管理指導費という項目です。狩猟免許試験の日数を増やすと説明がありました。その辺で、狩猟免許取得者の状況について、現状はいかがですか。

平塚みどり自然課長　今年度の狩猟免許の取得者は253人でありまして、そのうち、新規に免許を取得した方が184人おります。昨年度より48人ふえているところであります。そのうちの種目につきましては、約半数の97人がわなの免許をとっています。明年度は農繁期の8月の受験が難しい果樹地域等の要望がありまして、1月の試験日を、今、1日実施しているところですが、さらに1日増やして2日間としまして、さらに免許取得者の増加を図ってまいりたいと考えております。

猪股委員　　野生鳥獣被害の現状を考えると、捕獲の強化は喫緊の課題でありますので、国や市町村との連携をさらに深める中で、民間事業者の育成や活用を図りつつ、狩猟者の確保を進め、より一層、効果的な捕獲対策に取り組んでいただきたいと思います。

飯島委員　　猪股委員の特定鳥獣適正管理費に関連して質問させてもらいたいと思います。

同じようなことですが、鳥獣がふえ過ぎて、田畑を荒らして大きな問題でありますから、管理捕獲はほんとうに重要な問題であると思います。視点を変えてみますと、動物の生命を奪うという観点から見ると、まだなじみが薄いんですけども、最近、ジビエということがよく言われて、本来のジビエということ調べたところ、狩猟で捕獲した天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展した食文化である。フランス料理界では、古くから高級食材として重宝され、特別な料理として愛し続けられたということでもあります。

動物のとうとい生命を奪うかわりに、肉とか骨とかを全部、その部分を余すことなく料理に使うって生命に感謝をしようという精神が流れていて、日本でも、最近、ジビエという、迷惑な鳥獣害の駆除ということだけではなく、こういうことから見ると、私は森林環境部と農政部がもっと連携して、このような視点で活用できたらなと思っているわけでもあります。

先ほどの猪股委員の御質問で、今回の個体数調整に取り組んでいる捕獲の状況、予定として、今年度は1万6,000頭という答えがあったかと思いますが、もし御存じであったら、今までジビエとして食用に活用されていたのはどのくらい承知しているか、お答えいただけますか。

平塚みどり自然課長 ジビエの活用というのは、今現在、県内に3カ所、市町村が処理施設を持っておりまして、今年度、北杜市に4カ所目を整備しているところであります。今のところ、昨年度の実績で、大体、捕獲のニホンジカのうちの2.5%ぐらいがジビエとして消費されておりまして、今年度、4カ所目ができますので、もう少し伸びるのではないかと想定しております。

飯島委員 2月補正予算の審査をする委員会で、わなの設置がなかなか思うようにいかなかったという答弁があったと思います。そんなことで、1,000万円程度の減額補正があったかと思いますが、今回の予算にその減額補正の影響というのはあるんですか。

平塚みどり自然課長 2月の補正予算の減額は、休猟区の設定をしなかったための経費の減額だったんですけども、課別説明書の森の22ページの鳥獣保護費の2のキジ・ヤマドリ放鳥事業費がございまして、ここにつきまして、505万8,000円を計上させていただいているところでありますけれども、今年度に比較いたしますと、大体600万ぐらい減額しておりまして、休猟区に放鳥する予定のキジの1,200羽分を減額しておりますので、予算のほうは約半分以下に調整しております。

飯島委員 予算の執行もなかなか大変かもしれませんが、この事業、ジビエに関しても、捕獲にしても大変な事業で、執行していただきたいと思います。

最後ですが、先ほども猪股委員から御質問がありましたが、課長からも、重いし高齢化した方が大変ということですが、もっと具体的に、埋設の場所、今、何カ所あって、今後、どの程度、整備を想定しているのか、教えていただきたいと思います。

平塚みどり自然課長 埋設場所につきましては、従来から課題ということで、今年度まで市町村が埋設場所を設置した場合の補助事業を実施しているところですが、昨年度とその前が全然実施がありませんで、今年度、南アルプス市で1カ所の実績が出てきたところです。市町村が設置する場所は1,000メートル以下の標高が低いところ、里山に近いということで、なかなか場所の調整が、地元住民の方とか、猟友会にとってもどこの場所が利便性が高いとかということで、なかなか調整がつかせませんで、整備が進まなかった経緯があります。

そこで、来年度につきましては、標高の高い県が管理捕獲をやっている県有林の地域を中心に、調整しておりまして、今回、実証実験ということで、県有林内の林道の土捨て場みたいところで1カ所を想定しております。今後、そこが猟友会、実際、とっていただく方にとってどういう状況なのかということ聞きながら、今後、拡大していくために試験的に実施するというので、まだ今後の拡充も何カ所ということろまでは決まっております。

飯島委員 試行錯誤をしてやられるということでもあります。食べるにしても、埋設するにしても、大事な命を手厚くやっていただきたいと思って、この質問は終わりたいと思います。

（土砂崩落復旧対策事業費について）

森の26ページ、土砂崩落復旧対策事業費についてであります。上野原市の土砂崩落が平成18年7月に発生して、崩落した土砂によって河川がせきとめられたので、付近の住民に避難勧告が出たという記憶を思い出したんですけれども、崩落が起きた当時から、なぜこれほど土砂が積み上げられてしまったのか、一体、市や県は何をしたのかとか、しかも土砂だけではなくて産業廃棄物がまざっていたということ、当時、驚いたことを思い出しました。

崩落が起きてから10年が経過しようとしていますけれども、この間、どのような経過があったのか、まずお伺いしたいと思います。

島田森林整備課長 平成18年4月に上野原市で起こりました土砂崩落は、崩落によりまして仲間川がせきとめられまして、御質問のとおり住民の避難勧告も出た。この土砂というのが、当時、上野原町内の原因者が、町の条例ですとか、また森林法に違反して、無許可で埋め立てを行った土砂でありました。

県では、発生後、流出した土砂の撤去ですとか、また土砂の移動感知センサーの設置等によりまして、その後、土砂の移動がないか、観測は続けております。

その土砂につきましては、平成19年に原因者に対しまして復旧命令を發出しております。この復旧命令の履行期限は平成26年3月31日でありました。原因者も、当初、この防災措置に着手しまして、一部の法面の整形ですとか、そういった工事を行いましたけれども、土砂の撤去までには至らず、そのまま履行期限が到来してしまったということになります。

県でも次の対策を考えようとしたやさき、ほぼ履行期限が来たと同時に、平成26年4月3日ですけれども、原因者が病気で亡くなりまして、県はそうした命令をしておりますので、命令を承継するお子様と、その次に財産の承継もできる兄弟の方、こういった方々にも接触しましたが、その方々も、家庭裁判所のほうに相続放棄という形で、現在、原因者の財産を相続する方がいないという状況であります。

そういったことが起こりましたので、県では、地元の方、崩落した6ヘクタールの地権者の方にもそういった事情を説明しまして、河川の再開塞を防止するにはやはり何らかの対策が必要でありますので、それにつきまして、住民の方々の意見ですとか、上野原市の意向も確認しながら、対策に必要な経費を、今回、計上したものであります。

飯島委員 土砂を河川から撤去するに際して、業者が直接行ったのではなくて県が代行したというふうに承知しています。代執行したんですが、その回収の見込みというのは、現在はどうなっているんでしょう。

島田森林整備課長 原因者が実施しなかったということで、河川の撤去は県土整備部が行っておりまして、森林環境部も法面についての復旧の工事ですとか、そういったものに経費をかけております。ここにかかった経費につきましては原因者に求償していくわけですけれども、原因者が亡くなっておりますので、その債権につきまして、今、原因者の財産調査を行っております。財産調査を行って、債権回収の手続も行ってありますが、今後、ほかにも債権者がいる可能性もありますので、別の債権者が相続財産管理人を選任できるという制度もありますので、それにつきましては、甲府家庭裁判所の都留支部に公表されますので、定期的に照会もしまして、また官報についても確認しております。

財産調査については、引き続き、県も行いますが、相続財産管理人が選任された場合には、県も債権者として申し出を行うということでもあります。ただ、相続人が財産ですとか履行義務の放棄をしておりますので、なかなか厳しい状況にあるとは考えます。

飯島委員 もろもろの経過があったんですが、スピード感を持ってやるべきだったのかなとも思うんですけれども、10年が経過したこのタイミングの予算措置というのは、どういう事情からなんでしょうか。

島田森林整備課長 履行期限がありましたので、この履行期限までは相手方に対して督促も行いました。現地の復旧もそうですし、債権についても督促を行ってございましたけれども、亡くなった後、財産を承継する、またその義務を承継する方、こちらの調査にも時間を要しました。お子様ですとか兄弟の方々、ここまで追いかけまして、そこにまた説明をしてお願いをする。その方々が放棄するとすると、裁判所の手続が3カ月かかりました。3カ月以内にやらなければそこに承継されてしまいますので、お子様も兄弟も3カ月ぎりぎりぐらいになって放棄を決定している。それで、約1年弱かかったということになります。

その後、また住民の方々にもそういった理由を説明する。今後、どうしていくか、まず区長さんに集まってもらい、その後、住民にも説明する。そんなことで今の時期になりまして、何らかの対策をしていくということで了解も得ましたので、ここで予算を計上したということになります。

飯島委員 ありがとうございます。当時の上野原市長のコメントを見ると、これは県が指導することで、市には全く責任がないというトーンもあるわけでありまして、今後、やはりその場所の市とか住民の皆さんとしっかりとコミュニケーションをよくして解決していただきたいと思います。

（やまなしの森林プロデュース事業費について）

望月利樹委員 森の36、マル新のやまなしの森林プロデュースについて少し教えてください。

この事業というのは、森林の観光・レクリエーション利用を促進するための取り組みを行うということでここに記載されていますが、県土の約8割を森林で覆っている山梨の交流人口、リンケージ人口をふやすためにも、非常に重要な取り組みだと思っておりますが、まず1番の森林スポット100選の選定はどのようにしていくのかということをお聞かせください。

金子県有林課長 箇所の選定ということですが、まず候補地の選定をしたいと考えております。すぐれた眺望ですとか、あるいは森の癒やしを実感できる森林環境といった特徴のあるスポットを、市町村などの推薦を受けながら候補地として選んでいく。選ばれた候補地の中から、アクセスの利便性ですとか魅力度、そういった訪れる方の目線で順位づけをしていながら、なおかつ市町村長や専門家の皆さんで構成しております森林総合利用協議会で、意見などもお聞きしながら、選定作業をしていきたいと考えております。

望月利樹委員 私も山の中に入ったときに、ここはすばらしいな、もっと広く皆さんに見てもらいたいなという思いがあるところがたくさんあります。各市町村から、多数、候補を挙げていただくような形で、ぜひ最初の選定の材料をたくさんふやしていただければと思っております。いつぐらいまで選定を行っていくのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

金子県有林課長 選定の時期ですが、今、申し上げたような諸手続がございますが、明年度、なるべく早い時期に選定をして、情報誌も、来年度に取りかかりたいと考えております。

望月利樹委員 その後、首都圏に情報発信をしていくということなんですが、この情報発信の方法、SNSとか紙ベースとか、さまざまな方法があると思いますが、どんな形でやっていくのか、決まっているようでしたら教えてください。

金子県有林課長 いろいろな方法を考えてございますが、まずスポットの特徴を利用者の方に知っていただくという意味から、癒やしとか眺望とか、そういったカテゴリー区分を行って、なおかつ、その場所だけじゃなくて、周辺の体験施設とかグルメ情報、こういったもので、利用される方が1日、あるいは宿泊でも楽しんでいただけるようなモデルコースも掲載したパンフレットをつくりたいと思っております。このパンフレットを、観光部とも連携しながら、首都圏の旅行代理店ですとか高速道路のサービスエリア、こういったところに置いていただいたり、首都圏で観光関係のいろいろなイベント等もありますので、そういうところに出展をしたり、さらにホームページ、SNSを通じて、幅広く発信をしていきたいと考えております。

望月利樹委員 まさに部局横断的、観光部との連携、また全庁を挙げてすばらしい取り組みだと思っておりますので、機運を盛り上げていただければなと感じている中、もう1点、2の森林レクリエーション活動の場の提供ということですが、この福利厚生の方、クラインヴァルトを設定して、地域との交流の機会、新たな森林用プログラムを提供するということですが、この辺のところをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

金子県有林課長 これは、企業団体の皆さんが、例えば創立記念日ですとか、あるいはブライダル企業であれば、そのお客さんの結婚とか出産、そういうときに記念植樹をする場所がほしいというニーズがかなりございまして、そういうことができるエリアを設けて、植樹に加えてさらに地域内での体験イベントとか食の提供、こういったものを植樹と一緒にパッケージとして提供していこうという取り組みでございまして。

また、そのニーズに応じまして、社員の方々の健康づくりですとか、レクリエーションのためのプログラム、こういったものもオプションとして用意して、こうした取り組みを市町村ですとか、あるいは地域の林業団体の皆さんと一緒にやっていくということで、地域を盛り上げていきたいと考えております。

望月利樹委員 まさに地域を巻き込んでということで、森林環境部で仕掛けている非常に画期的な取り組みだなど期待をしております。意気込みを、聞かせてください。

金子県有林課長 ぜひこの企画が当初の思いどおりにきちっと成果を上げられるように、頑張っていきたいと考えております。

（特用林産物産地化販路拡大事業費について）

清水副委員長 課別説明書、森の31ページ、マル新の特用林産物産地化販路拡大事業についてお尋ねしたいと思います。

この事業は、産地化や販路拡大を、今後、大々的にやっていくということなんですけれども、まず、ここで言う特用林産物というものはどういうものなのか御説明をいただきたいと思っております。

桐林林業振興課長 特用林産物というのは、いわゆる森林におきましては、キノコですとかタケノコがとれますので、そういったキノコ、タケノコ、あるいは木材を利用いたしました炭ですとか、クリですとか、そういったものを一くりにいたしまして、特用林産物と呼んでいるものであります。

清水副委員長 先ほど話がありましたように、山梨県は面積の80%が森林だと。こういったキノコとタケノコとか炭、まさに我々が持っている有用な素材が最大限に活用できるかなと思って聞いていたんですけれども、今言われた特用特産物のそれぞれの生産量というのはどうなんでしょうか。

桐林林業振興課長 キノコ類、またタケノコといったのが多く生産されておりまして、その中で個々の品目におきましては、生シイタゲが一番多く生産されているところでありまして、年々によっていろいろありますけれども、平成26年度でいきますと、生シイタゲが158トン、エリンギが66.8トン、タケノコが60.6トン多くなっております。

清水副委員長 今回の説明の資料をいただければと思っております。

今回、マル新で計上されていまして、これを見ますと、今までもやってきて、今度、アクセルを踏み直すという計画だと思うんですけれども、今までどんなような活動をやってきたのか、御説明をお願いしたいと思います。

桐林林業振興課長 特用林産物の振興につきましては、観光客が多数訪れるということで、南清里の道の駅、また、人通りが多いということで、県庁の防災新館1階にありますやまなしプラザといったようなところで、県産特用林産物の紹介ですとか、即売会を実施しているところであります。

また、生産者の技術向上を図るため、キノコ栽培や炭焼きにかかる研修といったものも開催しております。また、森林総合研究所におきまして、その生産技術ですとか、利用方法の試験研究といったような形で、さまざまに取り組んでいるところであります。

清水副委員長 事業書にクロアワビダケとかダイオウとかという、これを新たなテーマで拡大していきたいとあるんですけども、どのようなものかというのを御説明いただきたい。

桐林林業振興課長 資料として写真を持っておりますけれども、配らせていただければよろしいでしょうか。

（資料配付）

今、写真を提出させていただきましたけれども、まずクロアワビダケであります。その写真にありますように、黒い色をしておりまして、ヒラタケの仲間でありまして、夏季に収穫が可能となるものであります。また、歯ごたえが独特で、アワビを思わせることが名前の由来というものであります。

ダイオウにつきましては、今、森林総合研究所のシミックハヶ岳薬用植物園で試験栽培されているものであります。根が生薬利用されまして、便秘解消や胃によいということで、薬効があるという代表的な薬用植物であります。

このクロアワビダケ、ダイオウというのを実証栽培していきたいというのが、今回予算を計上しているものであります。

清水副委員長 この写真を見ますと、薬用植物なんて文言があって、すごいインパクトがあるなど聞いていたんですけども、先ほど申し上げましたように、事業を進める上の素材は山梨が豊富に持っている素材で勝負していくということで、これは大々的に勝負にかけていけるかなと思います。

薬用植物は、今、高齢化で健康志向が重要視されていますので、そういう意味でも、いろいろなメッセージ力があると思っております。これからは、これをどういうふうにして市場に、あるいは国民の皆さんに展開するか、用途開発というアイデアの勝負が一つポイントかなというふうになりますので、この辺にも力を入れて、今後、推進していただきたいということをお願いして終わります。

討論 なし

採決 原案に賛成すべきものと決定した。

※第23号 平成28年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑

（F S C認証材販売促進事業費について）

飯島委員 課別の森の53、あるいは当初予算概要の41ページ、F S C認証材販売促進事業費についてであります。この時期にこういう予算が計上されたのはタイムリーだと思っています。まず、F S C認証材販売促進事業費の具体的内容についてお伺いしたいと思います。

金子県有林課長 F S C認証材販売促進事業費は、認証材の需要拡大事業ということで、製品展示会への出展費、認証材事前収穫調査事業費ということで、販売物件の事前調査を行う事業となっております。

飯島委員 事業の拡大、積極的な需要拡大に努めようと、その費用の予算配分ということだと思っておりますが、予算概要の41ページの2,373万2,000円のうち、認証材事業拡大事業費が109万5,000円と、取り組みに対しては予算が少ないかな、これで十分な活動ができるのかどうか、心配するわけではありますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

金子県有林課長 この予算でございますが、認証材を、直接、建材として販売を促進するための全国最大の展示会、ジャパン建材フェアですとか、環境ビジネスに関心の高い皆さんに提供するエコプロダクツといった展示会への出展の経費になるんですが、出展に当たりましては、それぞれの製品を製作している事業者の皆さんが、見本ですとかいろいろ普及物品も持ち寄りますので、県として用意する予算としてはこれでやっていけるのではないかと考えております。

飯島委員 それぞれの方の御努力もあって、県はそれなりにしっかりやっていただけたという御答弁であれば結構であります。

昨年の1月に横内知事がオリンピック組織委員会へ陳情したかと思うんですが、その後、県としては横内知事の取り組みに対してのバックアップというか、フォローというか、何かしているんでしょうか。

金子県有林課長 オリンピックの開催に当たりましては、通常のIOC、国際オリンピック協会と協議しながら、オリンピックで使用する物品の調達方針というのを定めることにしております。2012年のロンドンオリンピックで初めて国際認証材を資材として使うというのが決められて、リオでもそれを受け継いでいるということでございまして、東京大会においても同様に国際認証材を使っただけということ、これを今その後藤知事も、5月から始めて、今年の2月10日には、組織委員会の事務方のトップであります佐藤副事務総長などにも陳情するなど、いろいろな形で働きかけを行っているところでございます。

飯島委員 いずれにしても、チャンスという捉え方でしっかりやっていただきたいと思いますので、これで質問を終わります。

討論 なし

採決 原案に賛成すべきものと決定した。

※第32号 平成28年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 原案に賛成すべきものと決定した。

※ 付託案件

※第41号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（森林環境税導入後の取り組みについて）

望月勝委員 森林環境税導入後、今年、最終年の5年目になるわけですが、森林の整備ということで県民の御理解をいただいているわけですが、4年目までは計画的にもおくれた状況もあったということで、思うようにいかないという天候状況とも合わせながら、この最終5年目に向けて、いかに整備の実施がなされていくか、その辺の経過を教えてくださいと思います。

島田森林整備課長 森林環境税事業のうちの主な事業、森林整備事業につきましてお答えいたします。

委員の御指摘のとおり、1年目、2年目はかなり進捗が悪かったわけですが、3年目には1,200ヘクタールほどの整備が終わりまして、4年目の今年度は1,400ヘクタールぐらいになるんじゃないかと思込んでいるところでもあります。見込んでいるというのは、造林事業自体が事後申請といいますか、事業を実施した後に数字が固まってくる事業ですので、その数字を取りまとめるとすると、多分、1,400ヘクタールぐらいになるのではないかと思います。

3年目、4年目でかなり挽回しましたが、昨年の9月の議会でもお答えしたところでありますが、この3年間、4年間で労務費が3割ほど上昇しまして、整備にかかる経費がかなり増大しております。そういった関係で、当初5年間で5,245ヘクタールの整備をするという計画でありましたが、おおむね9割程度の整備ができるものではないかと思込んでいます。来年度、最終年度でありますので、今回の予算でも、全体を通して、何とか税基金を余すことなく活用させていただいて、9割程度の整備ができると思込んでいるところでもあります。

望月勝委員 この前もお話ししたんですけども、実施した事業が、県民に見えるような周知徹底がまだなされていない。市町村との関係の中で、県民に御理解を得られるような、整備した状況の成果を、今までもやってもらっているんですけども、市町村に対しても、また県民に対しても、そうした広報、宣伝を強くしてもらいたいと思うんですが、その辺の取り組みはどうですか。

若林森林環境総務課長 森林整備の状況につきましては、森林整備の現場見学会というものを、年間2回、開催いたしまして、希望のあった県民の皆様を現場にお連れしまして、整備の状況をごらんいただいているところでございます。

また、昨年度、初めての試みといたしまして、『木もれ日』という森林環境税の取り組みの状況をまとめました情報誌を作成いたしまして、これを県民の目に届く場所にお届けしたいということで、公共的な施設に配布したところでございます。こういった活動を通じまして、多くの県民の方々にこの情報が的確に伝わるよう、努力しているところでございます。

また、県民の目線でもって、この税の事業の進捗状況を管理していただく、基金の運営管理委員会、これを年間3回程度、開催しております、この中でも基金の進捗状況を報告しながら、意見をいただき、参考にさせていただいているところであります。

望月勝委員 宣伝、PRの徹底を図っていただいているわけですが、まだまだ県民に、新税がどのように使われて、どのような事業整備ができたのかという、実際に目で映るような形が出ていないという話もありまして、特に森林組合とか民間業者が、この事業に取り組むときの手続きが厳しいということで、もう少しこの手続きを緩和してくれないかという話もあったんですけども、その辺についての現在の状況、取り組みをお伺いします。

島田森林整備課長 以前から御指摘もありました手続きにつきましては、書類の提出枚数を減らすなどの取り組みを進めてまいりまして、もう1つは情報共有といいますか、森林組合と民間事業者が森林整備に必要な箇所の情報を共有できるようなことと、事業の実施に当たっても連携して取り組むということを3年目に一生懸命進めまして、そうした形が軌道に乗ってまいりまして、森林所有者の方が自分で手入れができない、そういったところからの情報もよく入るようになってきて、また事業の整備も合わせて進むようになってきたということが、整備面積の増加につながっているところでございます。

もう1つは、森林所有者に向けて、市町村の広報を通じて事業の紹介をする、そういったこともありまして、なるべくそういった事業がスムーズに回ることによりまして、煩雑なところが少し解消されてくる、そういうところにもつながっているものと考えます。

望月勝委員

県でも相当努力していただいて、市町村との連携をとりながら、林業所有者にもこうした事業があるということを啓発していただいていることはありがたいんですけども、まだまだ森林所有者がこういう事業があるということへの認識が薄い状況もあるものですから、もう少し徹底して、来年の最終年度に向けて、周知徹底をお願いしたいと思います。

もう1点、森林組合等で事業が重なってくると間に合わないということもあって、民間業者を頼みたいという状況も出るんですけども、窓口は森林組合であっても、市町村であっても、やはり民間業者も活用していただいて、林業経営の中で進展ができる、そんな方向性をとってもらいたいと思います。その辺はどうですか。

島田森林整備課長 森林組合には、やはり事業の中心となっていただきますように、県もかなり情報提供ですとか連絡もしているところであります、民間事業者の活用というところはまさにそういうところで、手が足りないときには、当然、民間の方と森林組合が連携する。

なぜそういうことかといいますと、工事と違まして、計画的に発注するというものではありません。森林所有者が整備をしようと思ったときに補助金の申請を出す。補助金の申請を出す前に森林組合にここをやってほしいと相談して、そういうことから計画的になかなかできなくて、相手方の所有者の要望を聞きながら事業を実施していくというところがありますので、そういったことで、県が発注する工事の計画的な発注とか、そういったことができない状況でありますけれども、なるべく森林所有者のそういった要望にお応えできるように、体制の整備も進めているというところがあります。

望月勝委員

やはり県民からいただいている新税でございますから、この森林整備、来年の最終年度には100%完了するような、新税が残らないようにしないと、県民に何かの新税をお願いするときにも、あのときにはこうではないか、私たちの出したお金が事業に使われていなかったじゃないかというのが出ると、後々に影響しますので、ぜひその点も徹底してお願いしたいと思います。

(林業公社の廃止に向けた取り組みについて)

林業公社の廃止論の中で、今年5年目ということでこれも最終年度に入るのかな。特に6対4から8対2の森林育成の関係ですけれども、林業経営者との再契約、1年、2年、3年目、非常に難しい状況がある。一、二年はできるところは順調に進んだんですけども、3年、4年あたりにいくと、所有者がいなかったり、また外国に行ったり、なくなったり、そうした状況の中で登記ができていないとか、非常に苦難をしている状況も県には見えると思うんですけども、現在の最終年度に向けての状況はどうかお伺いします。

島田森林整備課長 所有者との分収林契約の変更契約の状況でありますけれども、この2月末時点で、全契約件数3,377件のうち約68%、2,304件の変更契約が終了しております。

あと1年で、まだ68%ということで、今、御指摘があったようになかなか相続の手続がされていなくて、公社の改革に同意されていても契約ができない、そういった方もかなりいらっしゃいます。そういった方には、分収割合の見直しに応じます、そういった確認の書面をいただいております、引き続き、相続の手続が進むようお願いもしているところで、相続手続が終わったら契約しますという形になっております。

契約ができなくても同意したという方々も含めると、80%以上の方々から同意をいただいているという状況になりますので、来年、残り1年、そうした方々の契約を進めると。残りの約15%は、まだ同意をしていただけないとか、あるいは交渉の場について納得いただけない、そういった方々に対しても、引き続き、御理解をいただいくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

望月勝委員 今言った、所有者がいなかったり、なかなか登記ができないという状況、また放棄するという状況もあると思いますが、林業公社の廃止の中で、あとは今度、県が直轄でこれを運営していくということでありましたが、現在、来年度以後の県の直轄の運営していく計画はできているんですか。その辺をお伺いします。

島田森林整備課長 平成29年4月からは県が承継しまして森林の管理をしていくことにしておりますけれども、その中で、財産の管理ですとか森林の管理についての計画は、今月ですが、本年度中に作成するという形で進めております。今年度中に策定する見込みであります。

望月勝委員 今年度中、3月いっぱいということでその計画が出るということですが、出たら資料等も提供していただければお願いしたいと思います。

（丘の公園の樹木伐採問題について）

鈴木委員 清里の丘の公園、カラマツが伐採されて、最終的には新聞紙面で、こんなもんで終わっちゃったのかなという感じはしたんですけども、これは企業局だけども、森林環境部でいろいろな内容について教えてやったり、協力し合ったりしているんじゃないかと思うんですけども、企業局で扱う伐採と森林環境部でやる内容は何が違うのか。多分、協力はしていると思うんですけども、約600本伐採して、今現状、これからどうなっているのか。その辺をまずお聞きをしたいと思います。

島田森林整備課長 企業局だからということではなくて、どちらによりましても、伐採に関しては、森林法によりまして伐採、造林に関する届出をすることになっております。

今、同じ県庁の組織ですので、森林環境部でも相談に乗りまして、切った後にどのようなものを何本ぐらい植えていくか、そういったところで相談をしているところであります。

鈴木委員 森林を伐採する自体について、許可が必要ではないのか、届け出のみでよいのか、その辺はどうなのか。

島田森林整備課長 森林を伐採する場合、保安林ですとか自然公園とか、規制のかかった地域を除けば、特に土地所有者が許可を得て伐採することはありません。ご自分の財産として伐採することができます。ただし、森林法では、伐採する場合には届出を行うということになっています。その部分だけでありますので、法令の規制がないところでは許可は必要がないということでもあります。

鈴木委員 私たちが一般的に今まで見たのは、伐採するものを、切ってもいいという木にするようなことを聞いたんですけども、するところとしないところがあるのか。許可する際に、例えば30本ぐらい切りたいといったときに、この木とこの木とこの木は切つてよらしいですよという取り決めというのがあるのか。

平塚みどり自然課長 伐採する場所にもよるんですけども、当課所管ですと、山梨県自然環境保全条例の場合は届出が必要であったりとか、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区とか特別保護地区とか、自然公園法も特別保護地区であったり、特別地域であったりということで、それぞれの規制のレベルによって、届出でいいものと許可が必要なものがあるんですけども、例えば自然公園法のほんとうに厳しいところにつきましては、どれをするかということも、本数もきちっと国の許可になるんですけども、そういったところも特定されますが、切る場所によってさまざまな状況があります。

鈴木委員 今、いろいろあると言ったけれども、協力したりしながら、例えば先ほど言ったように、企業局が伐採を許可したり、何だかわからないけれど600本も切っちゃったなんていう事態のものと、森林環境部でのものは、許可の中でも仕方が違うということがあるのか。それはどうですか。

島田森林整備課長 先ほどみどり自然課長が答えましたように、法令によりまして伐採制限のレベルが違いますので、例えば自然公園特別地域、伐採率10%とすれば、全体の本数の中の、100本あれば10本だけに印をつけて、そんな形で切ること、その行為に対して許可をすることになります。

法令の制限がない場合は、伐採はどこでもいいわけですから、特に皆伐する場合とか、そういったところはマークをしなくても、この地域を切りますという形で所有者が切る、あるいは森林組合が切るとか、そういうふうになりますので、許可が必要なところと、ただ届けていいというところによってマークをつける、つけないということもありますし、その許可の中でも、区域全部を許可する場合と、その中の何%だけ切つてよいということもありますので、何%といったところに対してはマークをして、その木を切る。

今回、企業局の場合は間伐ですので、切る木にはテープが巻いてあったということで聞いております。ただ、テープの巻いてある本数が、指定管理者と伐採業者の間で認識が異なっていたと聞いております。

鈴木委員 もう1回、別に聞いている、例えば森林所有者が自分のところを切る場合については、届け出だけでどんなに切ってもいいのか。

島田森林整備課長 規制がない森林で自己所有のところであれば、例えば5ヘクタール皆伐しますといっても、それは届けを出すんですけれども、ただ、市町村森林整備計画というものをつくっております。市町村内では、例えば20ヘクタール以上の皆伐は行わないとか、造林については、ヒノキであればヘクタール3,000本植えるとか、そういった計画がありますので、計画に照らし合わせて、伐採届けというのは伐採と造林の届けですので、伐採した後の跡地の造林方法とか、そういったものを届ける形になります。

（林業公社の廃止に向けた取り組みについて）

飯島委員 先ほど望月勝委員から質問がありましたので、1点だけ、平成29年3月に廃止されるというのが決定されています。解散するとなると、林業公社の職員は職を失うということになると思いますけれども、その対応を県としてはどのように、今、お考えか、お聞かせ願いたいと思います。

島田森林整備課長 林業公社の職員の対応ということでありますけれども、平成23年に策定しました林業公社改革プランでは、林業公社廃止後は、県は分収林の管理など、公社プロパー職員がこれまでの知識と技術を生かすことができる再就職先の確保に努めるといったことでしております。

そうした中で、まず公社では再就職支援のプログラムということで、職業訓練とか、退職時の措置とか、そういったものについて支援をするといったことをやっておりますけれども、県は、現在、分収林の管理を今後、先ほど御質問があった承継後の管理の方針、そういったところでのような仕事に分収の管理、県が直接管理する場合に必要なようになってくるかとか、そういった計画をつくっております。それが本年度中にできますけれども、そうしたものを見ながら、分収林管理を承継した後の他県の状況、こういったものも研究して、策定します管理方針と合わせて、公社プロパー職員の再就職先の確保支援ができるように、今、考えているところであります。

飯島委員 平成29年3月とエンドが決まっているわけでありますから、職員の方々ももちろん自覚しているわけでありますから、これをいつまでにやらなきゃいけないというスケジュール感も持ってもらわないと困るし、相手に前もって伝えなきゃいけないというところがあるんですが、その辺はどうでしょうか。

島田森林整備課長 仮に管理という話が出てきたとしても、相手方が民間の団体であったりしますので、必ず雇用が発生するとの確定がなかなか難しいところがありまして、それと合わせて、県も必要な予算を計上する、そういったこともありますので、いつまでにこういったことをするというところがなかなか言えない状況でありまして、そこがなかなか厳しい状況でありますけれども、何とか公社職員の方が安心できるようなことが少しでも進みますように、来年度に取り組んでまいりたいと考えております。

飯島委員 雇用に関してはどこの分野においてもマッチングが一番大変だと、それはわかりますが、計画的に平成23年12月の改革プランがあって、平成29年3月には廃止するということと、先ほど島田課長がおっしゃったように、改革のプランの中で、公社のプロパー職員はこれまでの知識と技術を生かすことができる再就職先の確保に努めるとうたっているわけでありますから、ぜひこれを担保できるようにやっていただきたいというお願いをして終わります。

（茅ヶ岳の県有林の無断伐採について）

清水副委員長 先ほどの鈴木委員の質問と重複するところがあるんですけども、昨年12月に茅ヶ岳の県有林の無断伐採という事案が発生して、法に抵触する事案だということを知っていたんですけども、この事案の経緯をまずお話をいただきたいと思います。

平塚みどり自然課長 茅ヶ岳山頂の立木の無断伐採につきましては、12月の初旬に山岳愛好者数人が、茅ヶ岳の山頂の眺望をよくする目的で、みずから、ツツジとかミズナラなどの低木類を大体50センチぐらいに切ってしまったという事案であります。

これは、ほかの事業で行っていました中北林務環境事務所の職員が見つけて、それと時を同じくして、実際、行為した人が知人にこういうところを切ったんだという話をしまして、それを聞いた方が、それはまずいんじゃないのかということで、中北林務環境事務所に相談に訪れまして、この事実が判明しました。

現地を確認しましたところそういった状況で、これが山梨県自然環境保全条例で指定する、観音峠・茅ヶ岳景観保存地区になっておりまして、まずその地区内であること、またここが保安林であり、また県有林であるということが判明いたしました。

清水副委員長 わかりました。今、登山ブームとか健康ブームで、こうした登山者、これからもふえるであろうし、県としても、県外も含めて大勢来ていただきたいと思うんですけども、今後、同じようなことが発生するかもしれない。それを未然防止するということが重要だと思うんですけども、その辺の周知徹底をどういうふうにやっていくか。不特定多数が相手ですから非常に大変だと思うんですけども、今、どのように考えておられるのか説明をお願いしたい。

平塚みどり自然課長 今回の案件も条例と、保安林ですので森林法に抵触しまして、立木の伐採の場合は事前の届出とか許可が必要であります。また、県有林ですので、恩賜県有財産の侵害という3つのことが重なっていたわけですけども、当のやった方たちはほんとうに悪気がなかったというか、眺望をよくするためだったということで、事情をよく聞きまして、今回は厳重注意ということにしたわけですけども、というのは、ここの場所が地盤的にも岩が点在して露出しているところですので、例えば土砂の流出等の危険性がないということと、ツツジとかミズナラなので、いずれまた木が大きくなっていくということで、その状況を勘案して、今回、措置をしました。

ただ、さっき委員がおっしゃったように、一般の方は茅ヶ岳という有名な山ですので、そこが誰か、今回は県でしたけれども、ちゃんと山林の所有者がいるということとか、木をやたらに切ってしまうてはいろいろな法律等に抵触するということを知らない方がいらっしゃるということで、今回、報道関係に情報提供をしてニュース等で取り上げていただきました。また、県のホームページに、こういったことが法令等に抵触したり、また他人の財産権を侵害することにもなりかねないので、もし木を切る場合、検討している場合は、事前に相談をしてくださいということで周知をしたところです。

また、今後、自然監視員等の監視とかパトロールとかも合わせまして、こういったことが二度と起こらないような再発防止に努めたいと考えております。

清水副委員長 相手が不特定多数ですから、周知徹底というのがすごく難しいというのがよくわかります。私どもが例えば山に登ろうと思ったときに、靴がボロボロだから、あるいは寒いからジャンパーを買いにいこうと思うと登山用品店に行きます。そこでもこういうことがありますという周知を徹底するという1つのポイントがあるんです。また、山へ行こうと思うと、天気はどうかと思っ

てスマホで天気を確認する。そうすると、その場面にも周知を徹底するポイントがある。

不特定多数に対して周知を徹底するというのは、すごくいろいろなところがあるはずですが、ただし、お金とか、時間とか、いろいろかかるんですけども、そういうことも、今後、少しずつ入れていって、再発防止の徹底を図っていただきたいと思います。

それと、先ほどから当初予算課別説明書の、県有林課の御説明の中で、おもてなし森林景観創出事業という中で、やはり同じように自然環境と自然保護をどうやってバランスをとるかというテーマがございました。まさにこの内容だと思うんです。もう1つ、森林環境総務課で、祝日、山の日を啓発して、多く皆さんに来てもらいたい。まさにやはりこのことを言っていると思うんです。こういったいろいろな課で同じような目的、山梨の魅力を発信するためのテーマをどうするかという課題があるので、やはりこういう横の連携も密にさせていただいて、山梨の魅力を発信をやっていただきたい。

私も思うんですけども、先ほども同じことを言ったんですけども、森林が多いということは、それだけビューポイントが多いということですね。ということは、それだけ山梨ブランドとして売り出せる箇所が多いということ。もう1つは、自然景観と自然保護をどうバランスをとるかという難しい問題があるんですけども、ぜひその辺をこれからも横の連携をとりながら進めていただきたいと思いますということをお願いして終わります。

（林業公社の廃止に向けた取り組みについて）

安本委員

2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。1つは、先ほど望月勝委員、飯島委員からも話がありましたけれども、林業公社改革、廃止についてということです。分収林の変更契約については、私もホームページを見ましたけれども、3,377件に対して、戸別訪問していただいた件数も5,459回ということが公表されておりまして、ただ契約率が去年春に伺った内容よりもあまり進んでいなかったのでもっと心配していたんですけども、同意をいただいているのが8割というところで安心したところです。

また、プロパー職員、林業公社職員の処遇についても、昨年6月のこの委員会で私も心配をして質問をさせていただいて、そのときは林務長から林務職員等と同じような思いでいる、ほんとうに積極的に支援をしていくということで伺っておりますので、これもよろしくお願ひしたいと思ひます。

私が伺いたいのは、管理方針なんです。昨年6月も、年度内に作成をしますとおっしゃっておられました。林業公社の改革プラン、平成23年12月に決定するに際しては、議会も提言をさせていただいて、それも盛り込まれて作成していただいたと思います。大変な中で廃止という結論を出されて、5年間の準備期間を経て来年2月に廃止して、県で分収林について引き受けていくということですが、ほとんど煮詰まっているんだらうと思ひますけれども、ほんとうは議会の前に出していただひて、議会の中でも議論をできればよかつたんじゃないかと思ひますけれども、管理方針にはどのようなことを定められようとしているのか、お伺ひします。

島田森林整備課長 管理方針といひますか、仕事の進め方というマニュアル的なものとして考へております。内容としますと、財産の管理について、それと森林の境界の管理ですとか、契約者の情報、変更契約の状況、そういったものを管理していくものとして考へております。

森林整備とか森林経営のところでは、森林の状況、成長の度合いですとか、そういったものを管理し、実際に、これから保育もまだ必要ですので、間伐等の保育の時期、森林経営計画、それをまたどのように実際に間伐していくかといった保育の計画、時期が来ますと所有者に返還していくこととなりますので、返還のときの切る基準ですとか、改革プランで3回に分けて切っていくことにしていますので、そのときの収穫の方法といったどちらかといひと、方針といひましても現場の方針的なものを考へているところでありまひす。

安本委員

準備方針は平成26年12月にできて、管理方針を今年度つくられて、来年は作業がすごくたくさんあるんじゃないかなというのを心配をしています。ちょっと考へただけでも、管理をしていく組織体制をどうするか、要員とか、先ほども話がありましたけれども、プロパー職員の処遇に関して、例えば分収林を県で管理する、当然、県職員だけではできないわけで委託される

んでしょうけれども、そういった委託先とかについての検討というのはなされているんでしょうか。

島田森林整備課長 他県で公社を解散して分収林を県が管理する、その場合に委託している部分もあるという県がありますので、そういった県の状況を調査しているところでありまして、そういったものと、今、説明しました管理方針という具体的な事業の中身についてを見ながら、検討を進めているところでもあります。それは来年度になりますので、今のところ、例えばどういったところとか、そういったところまではまだ検討がされていない状況であります。

安本委員 私からすれば、今までと同じ仕事をしていただくのが一番いいんじゃないかと思うわけです。飯島委員もおっしゃっていましたが、一番わかっていらっしゃる方に引き続いて従事していただくのがいいんじゃないかと思うところです。

来年、また大変な作業だなと想像しているんですけども、来年度の作業、最後にはさまざまな法律関係のこととか、あるとは思いますが、ちょっと言われた経営計画みたいなものもつくられるということになると、ほんとうに大変な作業であると思うんですけども、平成28年度の作業項目としてはどういったものが想定されているんでしょう。

島田森林整備課長 来年度、まさに最終年となりますので、さまざまな業務が生まれてくると思いますが、まず、債務の返済ということがありますので、清算するに当たっては公社の資産を明らかにしなければなりません。公社の持っている今の分収林の資産につきましては、公社改革プランでは時価評価をしておりますので、6億円ということにしております。簿価評価で260億円としていますが、公社改革プランでは、時価にすれば6億円ぐらいと見えています。この6億円というのは、その当時のもので見えていますので、実際、来年度に、清算するに当たっては森林資産というのはどれくらいあるのかといったことを精査しなければならない。これにかなり時間を要するというところで、既に準備も始めているところでもあります。これによって公社の残余資産が決まります。残りの公庫等の金融機関に対する債務の償還計画とか、県の貸付金等は森林資産と連動しますので、返せないものについてはまた改革プランで180億円ほど見えていますけれどもこの債権放棄、そういった事務が出てくる。そういったことを内容とする清算に関する計画というのをつくらなければならないと思います。法人を清算する計画。その中には、その後の分収林の公益的機能というのをどのように維持していくとか、そういったことも含めて、それと森林の管理のことと、それから実際の残余資産と債務の取りまとめ、そういったものが終わりましたら、実際に法人の解散というところに向かいまして、それが年度末までに済むように取り組みを進めていくことを考えております。

安本委員 年度内って、もう少しですけども、先ほどの管理方針については、ほんとうに年度内といっても、質問もおかしいかもしれないですけども、できているんだったら、先ほど望月委員からも話がありましたけれども、委員会で説明もいただければと思います。それは要望です。

(総合計画の目標値について)

2つ目に、昨年12月に総合計画の木材生産量の目標値について、すごいハードルが高い目標じゃないかなということで質問をさせていただきました。平成26年の15万6,000立方メートル、これを総合計画は5年間で2倍の31万立方メートルにしようということで、担当課長、林務長からも説明いただいて、今日もいろいろ予算がありましたけれども、木質バイオマスへの利用増とか、公共建物の木造化、CLT新技術の導入、オリンピック・パラリンピックの木材需要、こういうことがありますのでとっていただいて、一度は私もそうだなと思ったんですけども、前の森林・林業再生ビジョンの目標値を、もう1回、見てみましたら、10年後、その当時、平成33年の目標値が26万7,000立米だったんですね。新しい知事になられて、かなり高い目標を掲げられたんじゃないか。

もう1つ、見てみましたら、新しいやまなし森林・林業振興再ビジョンの中には10年後の目標値が掲載をされておまして、平成36年が33万5,000立米、資料がないので聞いていただいている委員の皆さんにはちょっとわからないかもしれないんですけども、簡単に言うと、

平成26年が15万6,000立米だったものが、5年後の総合計画の目標では31万立米、5年間では倍の15万4,000を伸ばすけれども、それから5年後、つまり10年後のビジョンの目標は33万5,000立米で、後半の5年間伸びが2.5万立米ぐらいしかないという数値目標になっているんですけれども、この辺のところについて、この5年間、すごく無理をされているんじゃないかという思いもあるんですけれども、いかがでしょうか。

桐林林業振興課長 ビジョンにつきまして、先ほどもお話がありましたように、最終的にビジョンで10年後、平成36年度におきまして33万5,000立米という目標数値を出しているところであります。これらにつきましては、先ほど委員からもお話がありましたけれども、木質バイオマスのエネルギー利用ですとかCLT工法、また東京オリンピック・パラリンピックの開催におきまして県産材の販路拡大、またそういったようなところからの増加を見込んでいるところであります。特に前半部分の伸びということではありますが、木質バイオマスに関しまして、県内にバイオマス発電の建設が予定されているところであります。その関係を前半部分に見込みまして、伸びを前半部分で出しているといったところであります。

安本委員 そうおっしゃるだろうなと思っておりました。ただ、これ、統計情報で素材生産量の内訳というのがあるんですけれども、都道府県別の素材生産量を調べようと思って資料を調べていましたら、統計上だと、素材生産について3つの種類に分かれています。山梨県の15万6,000立米のうち、製材用が2万7,000立米、合板用が2万立米、木材チップ用が10万9,000立米という内訳が載っていました。静岡に、バイオマスというか製紙の資源として行くものが多いんだろうなと想像はしたんですけれども、平成31年の31万立米について、この製材用、合板用、チップ用について、それぞれの内訳の目標設定というのはありますでしょうか。

桐林林業振興課長 現在、平成31年度で数値を持っているところであります。平成36年の生産量を考えていく上ではありますが、一応、製材用につきまして大体20%ぐらい、パルプ、チップ用材を30%、燃料材等が35%ほど、そのほかで15%ぐらいといった形で、製材パルプ、燃料材におきまして、大体65%ぐらいと見ているところであります。

安本委員 数字がなくてパーセントでよくわからないんですけれども、私はチップ以外のところで、要は製材用とか合板用をかなり伸ばさないと、この31万立米には追いつかないんだろうなと。この目標設定がいいとか悪いとかという話じゃないんですけれども、全部チップに持っていかれちゃうと、A材、B材とか、B材のいいところなんかもチップにするのかという話になってしまいますので、しっかりとした販路の開拓ということが大事じゃないかなと思ってます。今、新しい知事になっていっぱいやられていますけれども、私、昨年9月に一般質問で新しいビジョン策定については3つの提言をさせていただきました。ちょっと行けなかったんですけれども、CLTについてはしっかりとシンポジウムみたいなのがありまして、進めてくださっていますし、山梨県一罹患率の多い花粉症についてはしっかりと書いておいていただければ、いつもそのことについては意識を持って森林環境部でも取り組んでいただけるだろうと思っていました。もう1つは、岡山県に行ったときに、海外への販路の開拓ということがありましたので、そのことを提言させていただいたんですけれども、それはビジョンの中には入らなくて、林務長からいろいろなそういう輸出関係団体情報収集しながら、県内の林業関係者と情報共有すると言っていました。

まだ期間はたっていないんですけれども、今の山梨建材、日本の木材の輸出の動向について、何か県のほうで情報をお持ちでしたらば、ここ数年間、日本の木材どれくらい輸出されているか、数字をお持ちでしょうか。

桐林林業振興課長 木材の輸出に関しまして、まず統計の点からいきますと、2015年12月末であります。12月累計でいきますと、輸出額であります。前年同期の12月累計に対して129%という伸び率になっております。額的にいきますと229億2,900万という12月末累計であります。

特に顕著なところでいきますと、韓国及び中国への輸出の伸びが高くなっているといったところであります。

安本委員

統計が違うんですけれども、私のほうも調べてきました。財務省の貿易統計というのが載っておりましたので調べましたけれども、先ほど特用林産物の話がありましたけれども、それを除いて木材だけですけれども、平成22年から24年までは大体100億円前後で推移していますけれども、平成25年にはこれが123億になり、26年には178億ということで、対前年比で145%、1.5倍ぐらいの伸びになっています。

主な輸出先は中国、韓国が多いんですけれども、中国で見ると、平成25年と26年の比だと196%の増とか、韓国で173%の増となっています。主な輸出品目ですけれども、丸太が平成26年で39%、製材18%、合板等と続いていきます。

山梨県も森林県ですけれども、素材生産量としては、確かに今、少ないかもしれませんが、私が一般質問のときに話をさせていただいた日本木材輸出振興協会というところの加盟している県の数を最近のものを調べてみたら、既に23県加盟をしておりました。そこには大きな森林県、たくさんの量を排出するところもあるんですけれども、実は長崎とか新潟みたいなのも入っています。そこは港があるからと言われると、群馬県みたいなところもあるわけです。

高い目標を掲げられて、それがいいとか、悪いとか、私も申し上げるつもりはないんですけれども、林務長も目指すべき目標だとおっしゃいましたので、あらゆる手段の中で、今、全国で輸出ということについて注目しているので、ぜひ、今もちゃんと数字を掌握していただいているよかったですと思っていますけれども、もう一歩、取り組みを進めていただきたいなと思いますけれども、お伺いします。

江里口林務長

輸出の関係ですけれども、今回のビジョンの中には、まだ我々の準備不足ということもありまして、入れさせていただきませんでしたけれども、海外に向けて山梨県の木材の優位性というか、FSCを取って、県有林で100年以上管理している木がちゃんと出ているということ、今回、オリンピックの競技施設等、木造でかなりつくられるという話も聞いていますので、知事を先頭にそこにまず売り込みをかけていきたい。山梨県のFSC材があるんですということを、まず存在意義を知らしめるのかなと。そういうことで、県民の盛り上がりも含めて、県民の方々に山梨県の木材をもっと使っていただく、県外の人にもっと使っていただく、最終的には海外に向けて情報発信ができればと順番を打っていききたいというのが我々の今の考え方です。

安本委員

ぜひ並行してやっていただくようによろしくお願いします。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 1月27日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以上

土木森林環境委員長 杉山 肇